

事業提案概要書

1、「大塚台地域福祉コミュニティセンター」(以下センター)の管理運営における基本方針

センターは、下記の基本方針のもとに運営されます。

- (1) センターは、地域の老若男女全ての人々を対象に、その福祉の向上、増進のために活用される。
- (2) 施設・設備については、地域の人々の福祉の増進に役立つように充実される。
- (3) 健康機器等の案内や施設利用やイベントの開催等については、大塚台地区社会福祉協議会(以下地区社協)の広報紙である「社協だより」などを通じて情報を地域住民へ広報活動を活発にする。
- (4) 環境整備に心がけ、地域住民の理解と協力を得ながら、清潔で明るい利用しやすい施設づくりに努める。
- (5) 施設・設備の使用については、住民の理解と協力を得て、ルールに基づいた利用体制に努める。
- (6) 施設利用に関しての利用者の声を重視して、利用者の立場に立った運営に努める。
- (7) 必要があれば、大塚台地区住民以外の地区住民に対しても施設利用が認められること

2、「センターの管理運営」と「地区社協」との関連性 について

- (1) 地区社協は、地域住民の熱心な要望活動により、平成10年10月に大塚台地域住民の福祉の向上を目的に設立された組織で、平成30年10月27日に「設立20周年」を迎えました。地域住民の熱心な要望により設立された歴史的経緯もあって、当社協の行う各種福祉事業に対しては、地域の住民から物心ともども、積極的な支援を受けています。

また、地区社協の行う各種福祉事業は、当センターの指定管理者として委託されてこの方、当センターを拠点として当センターの管理運営と一体化して行われていると言えます。

- (2) このようなことから、当センターは、名実、「地域住民の福祉のセンター」として、地域住民に広く理解され、身近なものに感じて頂いていると思っています

3. 地区社協として、「当センターの管理運営上配慮していること」について

地域住民の誰もが、気持ちよく使えるように、次のようなことに特に配慮して運営したいと思っています。

- (1) 常に利用者の立場に立って、礼儀正しく、明るく親切な対応を心がけます。
- (2) 施設内の清掃や整理整頓に心がけ、健常者だけでなく、障がい者にとっても清潔で、安心、安全な明るい環境の提供に努めます。
- (3) 地区社協の行う事業は、全て地域のボランティアによって運営されるので、利用者に対するボランティアの対応は、礼儀正しく、誠実な態度で接して頂くようお願いする。
- (4) 社協役員会や代議員会等での情報交換会での意見を広く受け入れて、誠意をもって対応します。
- (5) 地区社協の行う各種事業実施に当たっては、老若男女、各世代が参加できるように工夫して、特に、障がいのある方々に対しては送迎を行うなどの配慮を行います。

4、次に、施設の設置目的を最も効果的に達成する努力 について

多くの地域住民が、当該センターを身近に感じるようになることが、使用者増につながるものと考えられる。そのために、以下のようなことについて努力します。

- (1) 当地区社協各種事業に対して、一人でも多くの地域の方々がボランティアとして参加されるよう構成団体に働きかけ(時には動員をお願いして)、事業への参加者を増やして、引いては当センターの使用者増を図ります。
- (2) 広報誌の配布による募集には、限界がある。やはり、「人の後ろに人がいる。」の認識に立って、施設・設備の維持管理を適切に行い、口コミによって、使用経験者の満足感が、その他の人々に広がるように毎回の施設使用の充実を図ります。

5、次に、今ある施設のより効果的な活用の工夫と今後の課題について

当地区社協とセンターは、一体化していることから、当地区社協の課題が即ち当センターの課題ともいえます。

- (1) 当センターは宮崎西小学校(以下西小)の敷地内にあつて、児童福祉の立場での事業展開には、大変有利になっています。児童生徒のいじめや不登校等の問題行動が社会問題となっている今日、当地区社協は、「教育見守りボランティア」を組織して活動していますが、このような視点での当センターの活用の工夫は、時を得たものと考えます。
- (2) また、当センターは、大塚台地域のほぼ中心に位置していることから、全地域から住民が集まりやすい利点があります。そのため、地域全体の住民を対象にした事業を展開しやすく、結果的に、地域全体の絆づくりの要とすることができると思っています。
- (3) 地区社協では、大塚台地区の高齢化率 39.9%という高い状況にあつて、高齢者の福祉に軸足を置いた福祉事業の推進となっています。そのため、当センターも高齢者の居場所づくりや介護予防等に関する施設・設備の整備が求められていますが、当センターの談話室や、和室、調理室などの施設は、地区社協の事業実施に大きな役割を果たしていますし、ヘルストロンやマッサージ機等の健康器具も効果を挙げていると思います。

6、施設の管理に係る経費について

指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額は、5年間で 8,512,000円 です。

- ・ 当センターの指定管理料は、基本的に、管理人の人件費と需用費、及び賃借料です。
- ・ 需用費については、光熱費と修繕費、及び消耗品費です。
- ・ 賃借料は、健康器具の保守点検料、ダスキン等清掃用具リース料、及びNHK受信料等となっています。

(1) 年度ごとの指定管理料

(単位:千円)

| 年 度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 指定管理料 | 1,702 | 1,702 | 1,702 | 1,702 | 1,704 |

※ 金額は、消費税及び地方消費税を含む。

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 指定管理料 | 1,702 | 1,702 | 1,702 | 1,702 | 1,704 |
| その他の収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収入合計 | 1,702 | 1,702 | 1,702 | 1,702 | 1,704 |

| 項目 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 支 出 | 人件費 | 1,210 | 1,210 | 1,210 | 1,210 | 1,210 |
| | 事務費 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 光熱水費 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| | 施設管理経費等 | 290 | 290 | 290 | 290 | 292 |
| | 賃借料 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 |
| 支出合計 | | 1,702 | 1,702 | 1,702 | 1,702 | 1,704 |

(2) 管理業務の効率化と経費の縮減

節水、節電に努め、清掃は職員が毎朝 30 分間程度実施し、お盆前、正月前の大掃除は、当センター利用団体により行い、簡単な営繕は、当社協運営ボランティアによって行われます。

7. 施設の管理能力

当センターは、当地区社協と事務室を同一にしており、それぞれの業務は、一体となって効率的に行われています。

(1) 人的体制の確保

施設の管理人と地区社協の事務担当者が相互に支援し合って施設の管理運営に当たります。

また、施設利用の仕方や維持管理等、現場での判断が困難な事例が発生した場合は地区社協の役員会に諮り、公平に対処します。

(2) 職員の勤務条件等

| 職名 | 人数 | 1週間当たりの勤務時間 | 1人当たりの年間平均報酬見込み額(千円) | 備考 (その他の労働条件) |
|-----|----|-------------|----------------------|------------------|
| 管理人 | 1名 | 31時間 | 1,200 | |

(3) 職員の能力育成(研修体制)

職員は、地区社協の役員の一員として役員会に出席することにより、地域の福祉ニーズを把握できて、また、地区社協の行う他地区の福祉施設等の視察研修に参加する等、見聞を広め、より望ましい当センターの活用と運営に資するように努めています。

8. 事業計画の実現可能性(継続性、安定性)について

(1) 地域や関係機関及びボランティアとの連携

当施設利用の団体は、地区社協をはじめ自治会、高齢者クラブ、民生委員児童委員協議会、各学校PTA、囲碁等の同好会、その他趣味の各種サロン、趣味の教室等です。これらの団体は、年2回の施設の大掃除に参加して、環境美化に協力していただくとともに、自分たちの施設という自覚も育てています。

また、これらの団体は、当地区社協の各種行事にも積極的に参加して頂いています。

(2) 市との連携について

- ・ 施設利用の目的、利用対象者、休館日及び開館時間等については、市の規定に基づいて運営しています。また、毎月、施設利用実績報告書を市長寿支援課へ提出しています。
- ・ 施設利用に関して重大な問題が起きたときは直ちに市に報告し解決への指示を仰ぎます。
- ・ 施設の営繕等は支給された管理営繕費で対応し、大きな営繕等は、市に報告、相談し対処します。

(3) 地域や利用者のニーズ把握は、年1回の地区社協総会において、意見交換の場を設定して行います。

9. 地区社協の安定性、信頼性

当地区社協は、過去21年間、地域の福祉の維持向上に努めてきました。現在、地域の41の団体が構成団体となって、役員や代議員を派遣して頂いています。また、これとは別に、令和2年度は、福祉協力員41名、調理ボランティア34名、運営ボランティア8名、健康ボランティア1名、教育見守りボランティア53名、総勢延べ137名の各種ボランティアが各種福祉事業の中心的役割を担いながら活動して頂いています。このように、地区社協は、地域に広く深く根ざしており、地域の信頼も厚いと思っています。

10. 災害や不審人物の対応など危機管理に対する対応

(1) 事故や災害等緊急事態が発生した場合の対応策について

火災報知機や施設警備については、宮崎西小学校の警備システムに組み込まれています。

(2) 施設内の安全確保のための責任体制について

様々な事故が想定されますが、人命第一に利用者の安全を図ります。負傷者が発生した場合は、救急措置を職員が第1義に行う一方で、他職員(利用者)は、119番通報、状況によっては、医療機関等への搬送を行い、家族へ連絡します。事故処理後に市長寿支援課へ事故報告を行います。

(3) 地震等の災害に対する避難訓練等の日頃の備えについて

当センターが宮崎西小学校の敷地内にあることから、宮崎西小学校が行う避難訓練計画、防災訓練計画に基づいて実施します。また、地域自治会の防災訓練にも参加します。

11. 衛生管理に関する対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止体制

長寿支援課の指示に基づいて、開・休館を行い、開館に当たっては、利用者、感染防止対策を示して、了承した利用者のみ利用を認めます。利用者は、全員、玄関入り口でマスクをし、両手をアルコールで消毒をし、名簿に住所、氏名、電話番号、体温、渡航歴等の所定事項を記入してから入館して頂きます。

12. 労働福祉について

實際上、当センター管理人と当社協の事務局長と二人で協働して、当センターの事務を執ることとなるため、それぞれの、例えば、休暇取得等、労働上の福祉についても、それぞれの事業運営に支障を及ぼさない範囲で、認め合い助け合うことが求められます。

13. 環境保護及び障がい者雇用等の福祉政策への取組状況について

(1) 環境に配慮した施設管理について次のようなことを努力しています。

- ・ 使用した廃食用油、ダンボールや紙等の資源化(高齢者クラブ・子ども会)、排出ごみの分別処理
- ・ 地区社協主催の「福祉まつり」において「リサイクルコーナー」を設け住民にリサイクル品の活用を呼びかける。

(2) 障がい者の就労支援、及び福祉政策への支援について

当センターの職員定数は1人で、障がい者の雇用は有りません。ただ、大塚台地域の高齢化が進み、一人暮らしや障がいのある高齢が多く見られるようになってきました。この様なことから、当地区社協の福祉事業は、障がい者や高齢者に軸足を置いた各種事業を展開して、障がい者や高齢者の生きがいをづくりや孤立化防止などを通して、社会参加の促進を図ります。